



次は小型家電をリサイクル

当社はオフィスの情報機器や什器類などのリユース・リサイクルの取り組みや、不要品の取扱量と処理施設でのリサイクル技術が認められ、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣から2018年3月5日に東京初の全国対応の小型家電リサイクル法認定事業者として認められました。



小型家電

小型家電リサイクル法 認定番号 54号



? なぜ必要？使用済み小型家電リサイクル

日本全体で1年間に使われなくなったパソコンや携帯電話といった小型家電は、約65万トンと推定されています。その中には鉄や銅、金や銀といった有用な金属が多く含まれており、金額にして約844億円にもなるといわれています。そのため、使われなくなった小型家電は、都市にある鉱山という意味で「都市鉱山」とも呼ばれているのです。推計ですが、現在使用中の製品も含めて、日本国内の「都市鉱山」には、金が6800トン（世界の埋蔵量の約16%）、銀が6万トン（世界の埋蔵量の約23%）と、資源国をしのぐほどの量が埋蔵されています。



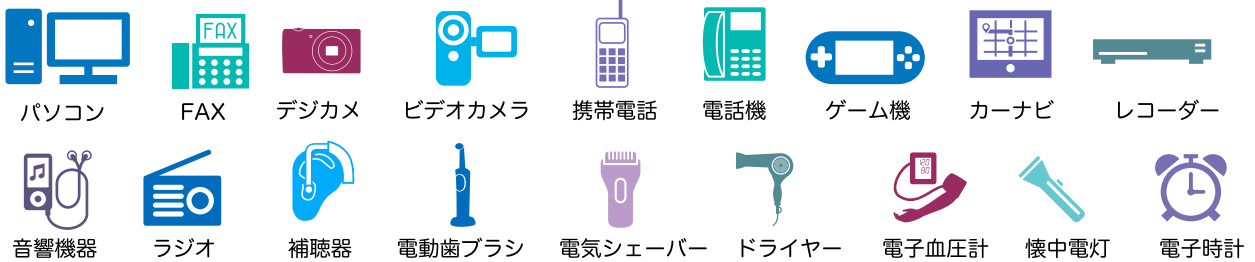
? なぜ取得したの？

多くの企業はいかに新しいモノを作り、届けるかを企業は考えますが、当社は不要なモノ・今あるモノをグローバル規模で最大限に活かす「活業」を理念として社会的使命を担っています。2000年から産業廃棄物収集運搬免許の許認可を全国で取得し続け、2015年には東京に中間処理施設を設立し、2016年に兵庫に、2017年末には大阪にも中間処理施設を設置いたしました。2020年東京オリンピックに向けて資源の有効利用を、企業様だけではなく従事する一般消費者の皆様にもリサイクルを全国規模で身近に感じていただければと思います。

？なにをリサイクルしてくれるの？

認定事業者がリサイクルする品目は約400点もあります。通電させて動作させる小型の家庭用電気機器であれば殆ど当てはまります。その中でもブロードリンクは電子機器の取扱いに強いことから、下記の家庭で不要になる代表的な小型家電を中心にリサイクルする予定です。

一例



その他

- ①調理用電気機器類 ②電動工具 ③アイロン ④電子書籍 ⑤リモコン類 ⑥カーステレオ etc...
※テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンは別の法律[家電リサイクル法]の対象となり、小型家電とはまた別の処理となります。

？ どうやってリサイクルするの？

回収される小型家電は、認定事業者に引き渡され、含まれている金属などへリサイクルされます。国が認定した認定事業者は、小型家電リサイクル法に基づいた適切な処理を行うとともに、個人情報が含まれる小型家電については情報を確実に消去します。

流れ



小型家電リサイクル施設

- ①ブロードリンク 本部テクニカルセンター 東京都墨田区
②ブロードリンク 大阪テクニカルセンター 大阪府松原市
③当社委託処分業者

回収・積替え施設

- 各ブロードリンクテクニカルセンター
①東京 ②大阪 ③名古屋
④福岡 ⑤広島

？ 無料なの？

パソコン・携帯電話などの情報機器類は無料となりますが、その他の小型家電については回収・運搬費用などがかかる場合がございます。まずは環境問題への取組みの一環としてのイベントごとなどをご相談させていただければと思います。



株式会社ブロードリンク
東京本社：東京都中央区日本橋室町 4-3-18 東京建物室町ビル 8F
代表電話：03-3516-8777
営業拠点：東京 / 大阪 / 名古屋 / 福岡 / 仙台 / 広島 / 沖縄
テクニカルセンター：東京 / 大阪 / 名古屋 / 福岡 / 広島 / 沖縄
リサイクルセンター：東京 / 大阪 / 兵庫